

7私第 368 号
令和 7 年 8 月 25 日

公益財団法人正光会 理事長 殿

愛媛県知事 中村 時広

大学等における修学の支援に関する法律第 3 条第 2 項に基づく確認について

申請のあった確認申請書に下記 1 のとおり記載の大学等は、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第 8 号）第 3 条第 2 項各号に掲げる要件を満たしていることを確認しましたので、大学等における修学の支援に関する法律施行規則（令和元年文部科学省令第 6 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき通知します。

なお、同規則第 7 条第 2 項に基づく確認申請書（様式第 2 号の申請書の部分に限る。）の公表について、遺漏ないようご対応願います。

記

- 1 大学等の名称 宇和島看護専門学校
- 2 その他 授業料等減免対象者に対して令和 8 年度からも引き続き授業料等の減免を行うこと